

ポリュビオスとローマ共和政

——『歴史』からみた共和政中期のローマ国政——

藤 井 崇

【要約】近年、ローマ共和政をめぐる議論が盛んである。クリエンテラを基盤としたノビレス貴族が排他的な貴族政を展開したという従来通説にたいし、一般市民の制度的権利を重視すべきとの見解が提出され、統一的理解はいまだ形成されていない状況である。本稿は、この問題を考えるために、共和政中期の同時代史料、ギリシア人歴史家ポリュビオスの『歴史』を分析した。議論は、まず、『歴史』第六卷の混合政体論の検討から進められる。これは、「共和政Ⅱ民主政」論の重要な根拠となるものであるが、考察の結果、混合政体中の民主政的要素の実態は上層のローマ市民であり、混合政体論は一般市民の政治的重要性を示唆するものではないことが明らかとなった。さらに、『歴史』全四〇巻を体系的に考察したうえで、ポリュビオスは前一六〇年代以降のローマ国政を混合政体からの没落と把握していること、そして、その国政変化に一般市民の政治的意義の増大を看取していることを指摘した。そして、以上の分析で明らかになったポリュビオスの認識を軸としながら、『歴史』以外の史料もあわせてローマ国政を具体的に検討し、前一六〇年代以降、一般市民の政治的重要性が国政において顕著になっていること、その政治的重要性は静態的な制度的権利ではなく、徴兵忌避などにみられる直接的な政治的圧力に基づいていることなどを、最終的に結論として提示した。

史林 八六卷六号 二〇〇三年一月

はじめに

紀元前二〇一年、ハンニバル率いるカルタゴ軍を破った共和政ローマは、国家存亡をかけた第二次ポエニ戦争に最終的

な勝利をおさめる。この後、約七〇年ほどの共和政中期の時代に、ローマの影響力は、西はイベリア半島、北アフリカ、東はギリシア本土、小アジア等、地中海の広範囲に及ぶことになる。そして、この海外戦略を支えた国内政治に眼をむけた場合、前三六七年のリキニウス・セクスティウス法以降、パトリキと有力プレブスから次第に形成されてきたノビレス貴族が、国政を排他的に主導していたとするのが、従来の通説であった。

このようなローマ国政の理解は、しかしながら、近年厳しい批判にさらされている。次章で詳論するように、一九八〇年代以降、学界では共和政における一般市民の政治的役割を重視する見解が提出され、貴族の独占的支配とされてきた従来の共和政像が揺らぎつつあるのである。ローマ国政の基本的性格をめぐるこの論争は、主として共和政中期、後期を対象として、欧米のみならず、わが国でも盛んに展開されている。

しかし、ローマ共和政に関心を抱くのは、ひとり現代の研究者ばかりではない。ローマが地中海に覇を唱えはじめた共和政中期の国政は、あるひとりの偉大な同時代人の注意をも喚起したからである。すなわち、ギリシア人歴史家ポリュビオスは、ローマの海外膨張を支えた国政に関心を抱き、周知のように、その分析に自らの『歴史』第六巻を捧げているのである。それゆえ、共和政の本質が問い直されている今日、ポリュビオスの『歴史』は、常に立ち返るべき価値のある史料であるということができるであろう。

そこで、本稿では、ポリュビオスのローマ国政分析を今一度吟味し、その作業を通じて、共和政中期（本稿では、これを前二〇一年から前一三三年までとする）におけるローマの国政を、構造的かつ歴史的に把握する手がかりを得ることを目標とする。そのうえで、国政の基本的性格をめぐる先述の議論にたいし、『歴史』分析に基づく本稿なりの見解を、最終的に示すこととしたい。

本論にはいる前に、ここでまず、ポリュビオスとその『歴史』について概観しておこう。

ポリュビオスは、前二〇〇年ころ、ペロポネソス半島にあった都市メガロポリスのアカイア同盟指導者層の家系に生

まれた^①。前二世紀にはいると、ギリシア世界には西方からローマの脅威が強まってくるが、ポリュビオスはこの国際情勢の影響をまともに受けることになる。すなわち、第三次マケドニア戦争終結後の前一六七七年、アカイア同盟の騎兵隊長の職にあったポリュビオスは、一、〇〇〇人の同胞とともにローマに抑留されてしまうのである^②。抑留後、ポリュビオスは、前二世紀の終わりに死去するまで（抑留は前一五〇年に終了^④）、『歴史』全四〇巻を執筆する。この『歴史』は、主として前二二〇年から前一四五年までを扱う長大なものであったが、完全に現存するのは第一巻から第五巻までである。しかし、第六巻以降も断片的にはあるが、相当の分量が残されている。

ポリュビオスが『歴史』を執筆した目的は、ポリュビオス自身かなり明確に表明している。それは、「どのようにして、そしていかなる国政のもとで、ローマは全世界を自らの支配下におさめることに成功したのか」というものであり、彼はこの執筆目的に従って、前三世紀から前二世紀後半にかけてローマが地中海世界に覇権を広げていく様を叙述するのである^⑤。『歴史』分析を通じて、共和政中期のローマ国政を考察しようとする本稿の根拠は、この『歴史』の執筆目的と直接関係している。つまり、ポリュビオスがローマ国政を歴史の動因とみなし、強い関心を抱いていること、このことが、『歴史』研究の妥当性のひとつなのである。

ポリュビオスの『歴史』によってローマ国政を把握することの妥当性は、彼の同時代性にも求められる。彼の生きた時代は前二世紀とほぼ重なるが、それは同時にローマ共和政中期をすっぽりと覆うものであり、彼の『歴史』も前三世紀後半から前二世紀半ばまでを扱っている。すなわち、『歴史』はツキユデイデスの伝統を受け継ぐ、同時代史なのである。この『歴史』の同時代性は、他の歴史書と比較した場合、特にきわだつ^⑥。共和政中期の研究において、一次史料として存在する歴史書はポリュビオスの『歴史』のみであり、この意味でも『歴史』は集中的な分析に値するといえよう。

以上、ポリュビオスとその『歴史』の概略を述べつつ、国政史研究における『歴史』の史料価値を指摘したが、これらの点については、これまでも多くの先学が言及してきている。しかし、従来の研究者たちによる『歴史』の扱われ方を

具体的に検討すると、その史料的价值も安泰ではない。学説史上では、ポリュビオスの発言を認める学者がいる一方で、『歴史』はローマの政治を理解するためにはまったく役に立たないとする者も存在し、この両者に、先述のローマ共和政の基本的性格をめぐる問題が、複雑にからみ合っているのである。そこで、次章においては、この学説史をたどりながら、『歴史』が研究上でいかに読まれてきたかを明らかにし、あわせて本稿の論点をより明確にしていきたい。

- ① F. W. Walbank, *Polypius*, Berkeley, Los Angeles and London, 1972, p. 6f. ただし、ポリュビオスの生年については、異説もある。
cf. F. W. Walbank, *A Historical Commentary on Polypius I*, Oxford, 1970, p. 1 n. 1.
- ② ローマのメカニア同盟をたずねる介入の記述は、Liv., XLV, 31, 9-11; Paus., VII, 10, 10-12; Polyb., XXX, 13, 1-11 を参照。
- ③ F. W. Walbank, *Polypius*, Berkeley, Los Angeles and London, 1972, p. 12ff. 『歴史』にみられる政治時代の遅い記事は、前二一八年のものもある。cf. F. W. Walbank, *A Historical Commentary on*
- ④ Polyb., XXXV, 6.
- ⑤ Polyb., III, 1, 4; 1, 9; 2, 6; 3, 9; 118; 11-12; VI, 2, 2-3; VIII, 2, 3-4; XXXIX, 8, 7.
- ⑥ 共和政中期の史料でポリュビオスとともに重要な歴史書は、リウイウス「ローマ建国以来の歴史」であるが、これはいうまでもなく帝政成立期に著されたものである。

第一章 先行研究と問題の所在

冒頭で述べたように、ポリュビオスはローマ発展の基礎として、その国政に特に注目しているのであるが、彼のローマ国政への見解が端的に示されているのが、『歴史』第六巻の混合政体論である。そこでポリュビオスは、ローマ国政を君主政、貴族政、民主政のそれぞれの要素が合わさった混合政体として称賛している。そして、共和政中期のローマ国政を扱う研究者が特に着目するのも、この混合政体論である。従ってここでは、『歴史』が国政史研究者にいかにも読まれてきたかを明らかにするために、彼らがポリュビオスの混合政体論をどのように受けとめてきたかをまとめることにする。

ポリュビオスの『歴史』がルネサンス期後半に西欧世界に再び認知されるようになって以降、そのローマ国政に関する

記述は、その後の政治思想にたいし少なからぬ影響を与えてきたが、一九世紀に近代的なローマ史学を確立したモムゼンに至って、混合政体論は、ローマ発展の原因とするにはあまりにも画一的な理論であるとして、厳しい非難にさらされることになった。^②二〇世紀にはいっても、混合政体論にたいする批判は引き続きおこなわれる。しかしそれは、二〇世紀初頭より支配的になる学界動向をうけた新しい意味合いを持つ批判であった。

この学界動向は、一九一二年のドイツ人研究者ゲルツァーによる学位請求論文をもって嚆矢とする。ゲルツァーはこの論文のなかで、共和政創設以来のパトリキと有力プレブスから構成されたノビレス貴族が重要な公職をほぼ独占しつつ、公職から排除された一般のローマ市民をも保護・被保護のクリエンテラ関係によって自らに結びつけることによって、元老院を拠点とした独占的な国政運営を実現したと論じている。この彼の主張を突き詰めていった場合、ローマ共和政はまったくの貴族政ということになる。^③

ゲルツァーの主張は、その後、ノビレス支配論、クリエンテラ論として多くの研究者に受け継がれていくことになるが、共和政中期に関する業績としては、特にスカラードの著作（一九五一年）があげられるであろう。そして、この書物のなかでは、ポリュビオスの混合政体論はほとんど捨象されているのである。スカラードの目的は、元老院を支配する貴族たちの離合集散によって共和政中期のローマ国政を説明することであった。このような彼の研究姿勢は、ゲルツァー以降の学界動向の影響を強く受けており、貴族の動きで政治を説明することに何の違和感も感じなかったのである。その彼にとって、ポリュビオスの混合政体論は、それが貴族支配の内実を説明せず、かつ民主政的要素を内包しているがゆえに、共和政理解に役立つものとはなりえなかつたのであろう。^④

このスカラードによる混合政体論の「無視」の延長線上にあるのが、ニコレの研究（一九八三年）である。彼の論文は、ポリュビオスの混合政体論とローマ国政の関係を直接扱う個別研究であるが、その結論は一見奇妙なものである。彼は、ポリュビオスが混合政体論において貴族政的要素、すなわち元老院の役割をもっとも重視しており、結局のところローマ

国政を貴族政とみなしていたとするのである。つまり、ニコレの研究は、混合政体論を貴族政論に近いものに読みかえることで、ポリュビオスの発言を、二〇世紀初頭以降の研究動向のなかに結果的に位置づけることになったのである。⁵⁾

以上みてきたように、共和政中期の国政史研究における混合政体論の無視、あるいは読みかえは、共和政の基本的性格をまったくの貴族政とする見方と深く関連しながらおこなわれてきたといえる。しかし、一九八〇年代になると、この共和政理解が大きな見直しを迫られることになる。従来の研究動向にたいする批判のなかで、もつとも重大なものとしてあげられるのが、一九八四年に発表されたイギリス人研究者ミラーの論文である。

ミラーはこの論文のなかで、実質的に元老院から排除されていた一般市民の政治的重要性に注目している。すなわち、一般のローマ市民も、立法のための投票権や公職者選挙における投票権などの制度的権利を保持して、ある程度自律的に国政に参与しており、ノビレス貴族が国政を運営する際には、一般市民にたいし弁論で訴えかけ、説得する必要がある。彼らの存在を無視することはできなかつたとするのである。このミラーの主張は、ローマ共和政における民主政的要素を強調するため、従来の共和政理解にたいする根本的な批判となった。⁶⁾

このミラーの論考において、ポリュビオスの混合政体論は興味深い扱われ方をしている。まず彼は論文冒頭で、「われらがポリュビオスに (Polybio hosto)」との献辞を記し、そして本文のなかでも、混合政体論の正当性を宣言し、ポリュビオスの発言を正しく受け入れてこなかつた現代の研究者を批判しているのである。従って、ローマ共和政における民主政的要素に言及していた混合政体論は、ミラーの思想形成にあたって、いわば触媒としての重要な役割を果たしているということができらるだろう。このミラーの主張を大方の面で受け継ぐものとしては、リントットの論考(一九八七年)があげられる。彼もポリュビオスの発言を重視したうえで、共和政における民主政的要素として一般市民の政治的重要性を認めるのである。⁷⁾

このようなミラーやリントットの主張は、ポリュビオス研究の大家にも影響を与えている。『歴史』の浩瀚な注釈書を

著したウォールバンクは、一九九五年の論考で、混合政体論の正しさを確認し、一般市民の政治的権利を認めている。このウォールバンクの主張は、往年の主要著作（一九七二年）における彼自身の主張とは相当に異なる。ここでは、ポリュビオスの混合政体論は、ギリシア風の政治学から生まれたあまりにも機械的な説明であり、ノビレス貴族の支配を保証する政治構造を説明する能力はないとされているのである。このウォールバンクの見解の変化では、国政史研究の成果がポリュビオス研究にフィードバックされていることが看取できるだろう。

さて、先のミラーの論文以降、共和政における一般市民の政治的役割に関する考察が盛んになされるようになったが、ミラーの主張に反対した研究者も存在した。例えば、フライク（一九九五年）はローマ市民全体での意思統一の重要性を認めながらも、一般市民の主体性を否定し、あくまで上層市民の主導的立場を強調している。そして、その研究においては、ポリュビオスの混合政体論は思想上の産物にすぎないとして、ミラーの主張とともに、明確に批判されているのである。^⑩

以上で、モムゼンからフライクに至るローマ国政史研究で、ポリュビオスの混合政体論がいかにか読まれてきたかを回顧したのであるが、混合政体論の扱いが共和政全体の見方と密接に関係していることがまず理解されるだろう。共和政をまつた多くの貴族政とみようとすると論者にとっては、混合政体論は基本的に不要であり、共和政に民主政的要素をみようとすると論者にとっては、混合政体論はよって立つ土台なのである。『歴史』から共和政を考えようとする筆者にとっては、研究史上にみられる混合政体論理解と共和政理解の強固な連関は、重要な論点である。

そこで本稿は次章から具体的な考察にはいるが、先行研究が注目してきた混合政体論にたいし、今一度ポリュビオスの発言に立ち返ったうえで、本稿なりの解釈を提示することがまず必要だと思われる。その際、特に混合政体論における民主政的要素の内容を検討したい。共和政を貴族政とする論者は、これを無視し、一般市民の重要性を論ずる者は、これを重視する。先行研究の見解が大きく分かれるのは、まさにこの点においてなのである。混合政体論における民主政的要素

とは何であるのか、これが次章で論じる問題である。

- ① 「歴史」は一五世紀に於けるローマの歴史を論じて出現されたが、そのローマ國家の歴史を如何に記述するかが、一大世紀に於ける Polybius の cf. A. Momigliano, Polybius' Reappearance in Western Europe, in: F. W. Walbank and P. Fedeh et al., *Polybe*, Genève, 1974, pp. 347-367. また、その歴史の著者の著述力に於ける F. Millar, *The Roman Republic in Political Thought*, Hanover and London, 2002, pp. 50-134; A. Momigliano, *Athen Wisdom The Limits of Hellenization*, Cambridge, 1971, pp. 46-49 に詳し。
- ② Th. Mommsen, *Römische Geschichte*, Bd. 2, 1852, 10 Aufl., 1908, Berlin, S. 452.
- ③ M. Gelzer, Die Nobilität der römischen Republik, in: id., *Kleine Schriften*, Bd. 2, hrsg. von H. Strasburger und Ch. Meier, Wiesbaden, 1962, S. 17-135. 栗田邦彦, M. Gelzer, *Die Nobilität der römischen Republik*, Leipzig, 1912, 444頁。以下ローマ國家分断の諸説を参照し、M. Jehne, Einführung: Zur Debatte um die Rolle des Volkes in der römischen Politik, in: id. (hrsg.), *Demokratie in Rom? Die Rolle des Volkes in der Politik der römischen Republik*, Stuttgart, 1995, S. 1-9; 栗田邦彦, 「共和政體のローマ社會・共和政體の成立と共和政體の論争」——「ローマの歴史研究」(一九八四年) 文藝春秋社——「近代史研究」一〇六一八—一九七七年、六三—八六頁を参照し、有用し。
- ④ 栗田, H. H. Scullard, *Roman Politics 220-150 B. C.*, Oxford, 1951, p. 249 以下。『歴史』の歴史の研究の史書に於ける共和政體の
- ⑤ C. Nicolet, Polybe et la «constitution» de Rome: aristocratie et démocratie, in: id. (ed.), *Demokratia et aristokratia*, Paris, 1983, pp. 15-35.
- ⑥ F. Millar, The Political Character of the Classical Roman Republic 200-151 B. C., *JRS* 74, 1984, pp. 1-19.
- ⑦ A. Lintott, Democracy in the Middle Republic, *ZRG* 104, 1987, pp. 34-52. ニンゲル, 共和政體の成立と共和政體の論争。栗田邦彦, 「共和政體」(A. Lintott, *The Constitution of the Roman Republic*, Oxford, 1999, pp. 16-26)。
- ⑧ F. W. Walbank, Polybius' Perception of the One and the Many, in: I. Malkin and Z. W. Rubinsohn (eds.), *Leaders and Masses in the Roman World Studies in Honor of Zvi Yavetz*, Leiden, New York and Köln, 1995, pp. 201-222. 栗田邦彦, 共和政體の論争。栗田邦彦, pp. 210-217 に詳し。
- ⑨ F. W. Walbank, *Polybius*, Berkeley, Los Angeles and London, 1972, p. 155f. 栗田邦彦, 共和政體の論争。栗田邦彦, 「共和政體」(A. von Fritz, *The Theory of the Mixed Constitution in Antiquity*, New York, 1975, p. 122, pp. 328-333.
- ⑩ E. Flaig, Entscheidung und Konsens: Zu den Feldern der politischen Kommunikation zwischen Aristokratie und Plebs, in: M. Jehne (hrsg.), *op. cit.*, S. 77-127. 栗田邦彦, 「ローマの共和政體」, pp. 210-217, S. 88f. に参照し。

第二章 混合政体論における民主政的要素の実態

本章では、ポリュビオスの混合政体論を具体的に検討するが、その前に、混合政体論を含む『歴史』第六巻の史書全体に占める位置とその内容を簡潔に確認しておきたい。

まず、第二次ポエニ戦争の端緒から、ローマが大敗したカンネーの戦いのおこった前二一六年年までは、第三―五巻で述べられており、それに先立つ第一―二巻では、第二次ポエニ戦争に至るまでの出来事が前史として叙述されている。この叙述の流れを断ち切って記されたのが第六巻であるが、この巻の目的はポリュビオスによって明確に述べられている。それは、ローマが第二次ポエニ戦争を勝ち抜き、その後の飛躍的な影響力拡大を実現した原因を国政に求め、これをローマがもつとも苦しかったカンネーでの敗戦直後において記述するというものである^①。

この第六巻の構成を簡単にまとめると、以下のようになる。まず、第一―三章までは序論で、続く第四―九章は、いわゆる循環政体論にあてられている^②。そして、第一〇章では、スパルタの国政が混合政体として叙述されており、続く第一―a章では、ローマが循環政体を抜け出し混合政体に至った歴史的過程が述べられている。この箇所は原典の損傷が非常に激しい部分であるが、通説では、ポリュビオスは前五世紀半ばの十人委員時代以降を、ローマが混合政体を獲得した時代と比定したと考えられている^③。

この第一―a章の次から、ローマの混合政体が具体的に述べられることになる。第一章の序論を経て、第二―四章では、混合政体の君主政的要素である執政官、貴族政的要素である元老院、民主政的要素である民衆の役割がそれぞれ述べられている。続く第一五―一八章では、これら三者の協力と相互作用について検討されている。

ローマの混合政体を論述した後、ポリュビオスは、第一九―四二章でローマの軍制について詳述し、続く第四三―五二章でスパルタ、カルタゴ等の諸都市の国政を解説する。そして、第五三―五六章では、再びローマが取り上げられるが、

ここでは特にローマ人の慣習が論じられている。最後に第五七、五八章が、本巻のまとめとして置かれており、そこで第七巻から再び前二一六年以降の記述に戻ることが示唆されている。

以上が、第六巻の『歴史』全体に占める位置と内容である。

では、この第六巻に記されている混合政体論、特にその民主政的要素はいかに理解すべきであろうか。前章でみたように、この箇所の評価で、先行研究は大きく二分されるのである。

まず、第一四章でポリュビオスは次のように宣言する。

「第一二、一三章で執政官、元老院の持つ権力の大きさを述べた後に」それにもかかわらず、デモスにも分け前が残されているのであり、それももつとも重大な部分が残されているのである。なぜならば、国政においてデモスのみが名譽と罰とを管轄しているが、それによってのみ統治と国政、端的にいえば人間の生すべてが堅持されるからである。(Polyb., VI, 14, 3-4)

ここでのデモス (δημος)^④とは何か。デモスの語義を『歴史』全巻を通じて一義的に理解することはできないが、この第一四章においては、明確に「民会」と定義できる。^⑤なぜならば、この章で述べられている民主政的要素は、すべて民会の機能に限定されているからである。次に、具体的に検討していきたい。

先の引用においてポリュビオスは第一に、国政における名譽と罰の管理の重要性を強調しているが、これらは具体的には、民会の持つ公職者選挙のための投票権と裁判権である。まずは、投票権からみてみよう。ポリュビオスはこれについて、「民会は、価値ある者に公職を付与する。このことは国家において、徳にたいするもつともすばらしい褒美である」と、本章九節で述べている。ローマでは、ケントゥウリア民会において執政官、法務官、監察官が選挙され、トリブス民会においては按察官、護民官やその他の下級公職者が選出された。ポリュビオスの発言は、これらの民会の公職付与権を指

しているのである。^⑥

次に民会の持つ裁判権を検討する。まずポリュビオスは本章六節で、「しばしば民会は、悪行の罪状が重大である時は、特に高位の公職に就いていた者を罰金刑で裁定する。また、民会だけが、死罪を決定する」と述べている。ここで、高位公職者が民会で裁判されるとあるが、これは具体的には、將軍として軍隊を率いた執政官が、任期が終わり公職を退いた後に、在任中の行動に瑕疵があった場合、民会法廷で追求されることがあるということを意味している。戦地から帰還した執政官は、民会に自分の行動の釈明をしなければならず、その際に不正告発の危険が存在したのである。これについては、いくつかの事例が具体的に確認できる。^⑦ また、民会だけが死罪を決定するとあるのは、これについてのケントゥリア民会の権限を指している。

以上が民会が管轄する名譽と罰の具体的内容であるが、ポリュビオスはこの他に、民会の持つ立法権についても記しており、第一四章一〇節において、「また民会は、法の承認についても管轄している。とりわけ民会は、和平と開戦について協議する」と述べている。立法権はケントゥリア民会、トリブス民会ともに認められた権限だったが、和平と開戦の承認はケントゥリア民会でのみおこなわれた。

さて、ここまで混合政体論における民主政的要素について検討してきたが、ここで明らかになるのは、ローマにおける民主政的要素は、端的にいえば民会であるということである。ポリュビオスが着目するのは、民会の持つ公職者選挙権、裁判権、立法権なのである。しかし、このような国政のいわば形式的な側面に注目するだけならば、共和政の具体的な権力関係は明らかにならない。この点から混合政体論を評価するならば、ポリュビオスの記述はあまりに単純で機械的なものであるという批判も、おそらく妥当するであろう。^⑧

しかし、混合政体論を幅広く見渡した場合、事態はそう単純ではない。ポリュビオスは、民主政的要素の実態にも、確かに言及しているのである。ここで注目したいのが、第七章一—三節の次の記述である。

さらに同じように、デモスも元老院に服従し、公私にわたり元老院に気に入られるよう努めなければならない。なぜなら、イタリヤ全土にわたって簡単には教えられないほどの多くの業務契約が、公共建築物の補修と築造のために監察官によって請け負わされておおり、「他にも」多くの河川、港湾、農園、鉱山、土地、換言すればローマ人の支配のもとにある限りのものがそうであるのだが、これらすべてが、広範囲の人々によって扱われており、いわばほとんどすべての人々が、この業務契約とその利益に關与してゐるからである。(Polyb., VI, 17, 1-3)

この記述は、混合政体論における貴族政的要素と民主政的要素の關係が述べられているものであるが、ここに現れるデモスの語義は、先にみた第一四章のもの、すなわち「民会」とは明らかに異なる。ここでのデモスは個々の市民、とりわけ、プブリカニ (publicani) として活動し得た上層のローマ市民を指しているように思われる。

第二次ポエニ戦争が勃発した前二一八年に、ローマである重要な法が定められた。クラウディウス法である。これは元老院議員とその息子に大規模な商業活動を禁じるものであり、この法以降、元老院議員以外の上層市民が主たる経済活動を担うようになった。^⑨ 先の引用で言及されている公共事業請け負いも、同様にこのような上層の市民によっておこなわれた。この公共事業請け負い人を、プブリカニと呼ぶのである。彼らによっておこなわれた公共事業については、具体的な事例がいくつか報告されている。^⑩

このプブリカニとしての活動には、多額の資本を必要としたと考えられる。事業を中心的に請け負う者はもちろん、彼らと共同して事業をおこなう者、そして彼らを保証して国庫に財産を納める者、いずれの場合にも相当の資産が活動の前提であったのである。^⑪ そのため、プブリカニのうち、ある程度の人々は、騎士身分のローマ市民であったと考えられる。騎士身分とは、セルウィウス制度における騎士の一八ケントゥリアに所屬する一、八〇〇名のローマ市民を指すが、騎士であるための必要条件として高額の財産基準額を満たす必要があったために、彼らは、基準額をクリアしながらも正式な

騎士になれなかった者とともに、ローマ市民の最富裕者層を形成していたのである。従って、先の引用においてポリュビオスが言及している人々は、プブリカニとして活動することのできた、騎士身分を含む上層のローマ市民と定義することができるだろう。

さて、ポリュビオスは先の箇所において、元老院がいかにプブリカニの活動を抑制していたかについて記述している。そこでは、元老院は公共事業をおこなう者を妨害したり、また反対に援助してやることが可能で、プブリカニが元老院の管轄下、より直接的には公共事業を扱う監察官の管轄下にあることが述べられている。^⑮これについては、他史料からいくつか実例が確認できる。例えば、前一八四年カトが監察官であった時に公共事業の請け負い契約がおこなわれた際、カトが請け負い条件を厳しくしたためプブリカニ側から反発がおこったが、カトはこれを無視し契約を実行している。^⑯この例からもわかるように、前二世紀前半においては、プブリカニはその経済活動において、時として反対行動をおこしながらも、ポリュビオスが記しているように、基本的には元老院の管理のもとにあつたといえることができるであろう。^⑰

では、ポリュビオスの以上のような記述は、混合政体論全体のなかでいかなる意味があるのであろうか。まずいえることは、この第一七章が、混合政体論の中核、すなわち第二章から第一七章までの緊密な構成のなかに位置づけられているということである。つまり、混合政体論の中核は第一章の導入部と第一八章の結論に挟まれた形で、君主政的要素、貴族政的要素、民主政的要素、君主政的要素にたいする抑制、貴族政的要素にたいする抑制、民主政的要素にたいする抑制の各一章ずつから構成された、きわめてシステマティックな構造^⑱になっており、従って第一四章と第一七章で述べられるそれぞれの民主政的要素に、構造上強い連関が存在するのである。

先にみたように、第一四章で述べられている民主政的要素は、具体的にはローマ市民の参加する民会であった。この民会で活躍していた市民の実態についてポリュビオスは言及していないわけだが、ポリュビオスが念頭においていた市民層は、第一七章の記述からある程度推測可能である。すなわち、ポリュビオスは騎士身分を含めた上層の市民を、ローマ国

政における民主政的要素の担い手と考えていたと想定できるのである。第一七章には、「いわばほとんどすべての人々が、この業務契約とその利益に関与している」との一節があるが、これは下層の市民を含めたローマ市民全体を視野にいたれた場合、理解不可能な文章である。つまり、ポリュビオスは混合政体論の民主政的要素を論じるにあたって、自らの視点をローマ市民の富裕者を中心とした社会層に定位しているのである。

このような筆者の混合政体論解釈は、先行研究のなかで特異なものである。そこで次章では、ポリュビオスが上層の市民を民主政的要素の内実としているという上述の解釈を補強するために、ポリュビオスの思想背景を問題にしたい。ポリュビオスの貴族主義的な思想が、彼のローマ理解に大きな影響を与えていると考えられるからである。

① Polyb., VI, 2, 4-7.

② 混合政体論とらび、ポリュビオスの政治論として有名なもの。都市の国政が、内的あるいは外的要因によって、原始王政、君主政、僭主政、貴族政、寡頭政、民主政、衆愚政へと変遷し、そして最終的にはじめの原始王政へと循環するという理論である。

③ F. W. Walbank, *A Historical Commentary on Polybius I*, Oxford, 1970, p. 663f. の第一章は「伝統的に「アルカイオロギア」と呼び慣わされてくる。損傷が激しいが、キケロ「国家について」(Cic. *Rep.*, II, 1-63)を参照して再構成が試みられている。

④ 本稿では今後、いくつかギリシア語・ラテン語の単語を引用するが、格形はすべて主格形に直す。また、カタカナ表記では、長母音は基本的にすべて短母音で表すこととする。

⑤ 「歴史」の語義決定には、ポリュビオス語彙辞典 (A. Mauersberger and Ch. F. Collatz et al. (Hrsg.), *Polybios-Lexikon*, Berlin, 1956-) が有用だが、本稿では、議論上特に重要な語彙は必ずしも「これ」に従わない。

⑥ ただし、ポリュビオスが二種の民会を区別していたかは、現存のテ

キストからは不明である。しかし、ポリュビオス自身、簡潔なローマ

國政の叙述を目指していたようである。cf. Polyb., VI, 11, 3-8.

⑦ 例えば、前一八四年にヌキピオ・アフリカヌスが、アンティオコスから不正な金を受け取ったとの廉で、護民官によって民会法廷に告訴されたこと (Polyb., XXIII, 14, 1-4; Gell., *NA*, IV, 18, 3-6)。cf. F. W. Walbank, *A Historical Commentary on Polybius III*, Oxford, 1979, p. 243f.; H. H. Scullard, *op. cit.*, pp. 290-303. また、前一九四年には、トルクス・ホルキウス・カトが (H. Malcovati, *Oratorum Romanorum Fragmenta*, 2nd ed., Torino, 1955, pp. 20-25; H. H. Scullard, *op. cit.*, p. 134, p. 258) 前一八九年には、アキリウス・グラブリオが (Liv., XXXVII, 57, 12-58, 1) 同様の訴追を受けている。

⑧ この批判は、前章でみたウォールバンクの旧説やフライクらの見解と一致する。

⑨ この法を示す史料は、Liv., XXI, 63, 2. cf. G. Rorondi, *Leges Publicae Populi Romani*, 2nd ed., Hildesheim, Zurich and New York, 1990, p. 249f.; 長谷川博隆「キケロ時代の騎士身分——土地所有について——」同『古代ローマの政治と社会』名古屋大学出版会、二〇〇

一年、一四五—一四六頁（初出は『史学雑誌』六七—七、八、一九五八年）。

⑧ 例として Liv., XXXII, 7, 3 (前一九九年); XL, 51, 2-8 (前一七九年); XII, 27, 5-13 (前一七四年) を挙る。

⑨ ポリュビオスは先の引用箇所を通じて、これらの様々な請け負い契約参加者に言及する (Polyb., VI, 17, 4)。C. Nicolet, Polybius VI, 17, 4 and the Composition of the Societates Publicanorum, *The Irish Jurist*, New Ser., 1971 6, 1971, pp. 163-176 は、請け負う契約参加者についてのポリュビオスの用語とラテン語の用語との関係を示す。

⑩ プブリカニの一部が騎士身分であったことに関しては、Liv., XLIII, 16, 1, 14 をみよ。同じくは、プブリカニと騎士身分が密接な連関のありを述べられている。cf. E. Badian, *Publicans and Sinners Private Enterprise in the Service of the Roman Republic*, London, 1972, p. 49; C. Nicolet, *L'ordre équestre à l'époque républicaine* (312-43 av. J.

-C.) vol. 1, Paris, 1966, p. 127, p. 319 suiv.; T. P. Wiseman, *The Definition of 'Eques Romanus' in the Late Republic and Early Empire*, *Historia* 19, 1970, p. 71. 騎士身分は、財産基準額を満たさなければならず、騎士身分に成れない者もいた。この騎士の財産基準額の設定年代や共和政中期における金額は、史料不足のため明確ではないが、設定年代は関する F. W. Walbank, *A Historical Commentary on Polybius* I, Oxford, 1970, p. 700f. を同じく、徴兵方式の変化と関連させて前二世紀末以降とした。

⑪ Polyb., VI, 17, 5-6.

⑫ Liv., XXXIX, 44, 5-9. また、前一六九年にはプブリカニと護民官が共同して監察官に反対行動をおこなすが、これも最終的に鎮圧されている (Liv., XLIII, 16)。

⑬ cf. E. Badian, *op. cit.*, pp. 40-47.

⑭ cf. F. W. Walbank, *op. cit.*, p. 673.

第三章 ポリュビオスの貴族主義

冒頭で述べたように、ポリュビオスはペロポネソス半島アカイア同盟の指導者家系の出身であった。本章では、混合政体論をより深く理解するために、まず、彼のこの出自とその思想背景を問題にしたい。ポリュビオスには自分の個人的体験を隠すことなく表明する傾向があることはつとに指摘されているが、^①彼はみずからの出自についても詳しく記述しているのである。

アカイア同盟とは、前五世紀にはすでに成立していたペロポネソス半島の都市連合である。同盟は前四世紀の衰退期を経て、前三世紀には再び明確な政治勢力となり、マケドニア、スパルタ、そして後にはローマとの対外関係のなかで生

き残りを図っていくことになる。ポリュビオスは『歴史』のなかで、このアカイア同盟の歴史についてしばしば言及しているのだが、彼の同盟にたいする評価は、かなりはつきりと把握することができる。例えば、次に引用する箇所は非常に示唆的である。

アカイア人の国政以上に、平等と言論の自由、つまり真の民主政のより純粋な国政と原理をみいだす者はいないだろう。(Polyb. I, 38, 6)

これに類する記述は、『歴史』全体にわたっていくつかあげることができる。^②ポリュビオスにとってアカイア同盟の政体は、称賛すべき民主政であったのである。しかし、同盟の国政の実態をわずかなりとも検証した場合、彼の発言をそのまま受け入れるのは不可能である。なぜなら、同盟の主要な任務は一部の公職者によつてそのほとんどがおこなわれており、その公職者にしても、同盟に属する一部の都市の上層市民家系によつてほぼ独占されていたと通説的には考えられているからである。^③

ただし、アカイア同盟にも民会(エックレシア)は存在した。そこには二〇歳代以上の従軍義務のある市民の参加が認められていたため、^④アカイア同盟は公的な意味で民主政であったということは可能である。しかし、ここで注意すべきは、民会の実態である。例えば、前一四六年コリントスに招集された民会において、職人や手工業者などの大衆が参加した様子が述べられているが、ポリュビオスはこれを非常に珍しい例として扱っている。^⑤また、シユノドスとシユンクレトスという二種の同盟議会に民会が常に招集されるわけではなかったし、^⑥一都市で開催される民会に広範囲にわたる同盟都市の市民が参集したとは考えられないため、^⑦アカイア同盟の民主政はやはり限定的に捉えられるべきである。

では、以上のようなアカイア同盟の現状と、同盟を民主政と称賛するポリュビオスの発言のずれはいかに理解すべきだ

ろうか。ここで注目しなければならないのは、ポリュビオス自身が、メガロポリスの最有力家系の出身であるということである。従って、彼の民主政概念は、貴族主義的に潤色されたものであり、先に引用した箇所にある「平等と言論の自由」も、あくまで同盟の有力者間でのみ尊重されるべき性質のものであった可能性があるのである。事実、彼の貴族主義的な心性は、アカイア同盟の貧困市民への侮蔑や彼らにたいする負債帳消し・土地配分などの救済政策への嫌悪^⑧、そして同盟末期に現れた扇動政治家にたいする非難^⑨となつて、如実に現れている。ポリュビオスにとつて、国政の重要な役割は富裕者たる貴族に限られるべきであつたのである。

そして、このようなポリュビオスの貴族主義的な思想は、彼のローマ虜囚によつても失われることはなかつたように思われる。虜囚の早い段階からの有力なローマ市民との交流は、彼の貴族主義的傾向をより強固したとも考えられよう^⑩。また、ポリュビオスがローマの上層市民社会に親しく接し、彼らの存在を知悉していたことは、彼がローマ人の葬儀を詳述している箇所からも明らかである。ここでは、高貴な人物 (*τις τῶν ἐπιφανῶν*) が亡くなった時、その子孫が祖先のイマーゴ^⑪を掲げて亡き人の名声とその家系の伝統を演説するという、ノビレス貴族に特徴的な葬儀の様子が描かれているのである。また、彼は、ノビレス貴族を含み込む、より広範な上層市民の存在にも気づいていた。彼は、ローマの軍制を解説する箇所で騎兵の徴兵に言及し、そこで騎士の財産額を満たす人々からの徴兵を示唆しているのである^⑫。つまり、彼は騎士身分を含む上層市民の存在をも明確に認識していたと考えられるのである。

前章でみたように、ポリュビオスは混合政体論における民主政要素の内実として、騎士身分をも含めた上層のローマ市民を措定していた。そして、この国政理解には、ここまで述べてきたポリュビオスの知的傾向が大きく作用していると思われる。つまり、ポリュビオスは、ローマ国政の民主政要素もあくまで貴族主義的に理解し、上層市民をその実態として捉えることに何の齟齬も感じなかつたのである。

ここまで本章は、ポリュビオスの思想背景を検討し、彼の貴族主義と混合政体論の関係を指摘したが、次により広範囲

のローマ市民一般にたいするポリュビオスの態度を究明したい。この問題については、ポリュビオスがローマ人の慣習を描いている箇所を読解しながら検討する。

前章で示したように、『歴史』第六卷第五二―五六章では、様々なローマ人の慣習が述べられている。これらの慣習は、ギリシア語で「エテ・カイ・ノミマ (*ēthē kai nóimata*)」と表現され、第一―一八章において論じられた国政の公的な面と対応した形で、ローマ国政のいわば私的な側面を支えるものとされており、ポリュビオスは混合政体論のなかでこの箇所^⑬に重大な意義を付与していると考えられる。ここでは、これらの慣習のなかでも、特にローマ人の宗教が述べられている部分に注目したい。該当箇所を次に引用する。

実際私には、「ローマ人は」プレトスのためにこのようなこと「^⑭宗教を篤く信仰すること」をしたように思われる。なぜなら、もし国家を賢明な人間で形成することができたなら、おそらくこのような方法は必要なかっただろう。しかし、プレトスはすべて思慮が浅く、法を犯すような衝動に満ち、不合理な怒りと暴力的な考えにあふれているので、彼らを未知の恐怖やその虚構のなか^⑮に留めておくしかないのだ。(Polyb., VI, 56, 9-11)

ここにみられるプレトス (*πρετοσ*) とは、本来の意味は「きわめて多くの人々」、「群衆」であるが、ここではさしあたり広範なローマ市民を指していると考えておこう。そして、浅はかなプレトスのために宗教を管理している「賢明な人々」とは、おそらくローマの政治指導者層を指していると考えられる。

ローマの公的宗教の重大な特徴のひとつは、政治的権能を帯びる公職者が、同時に宗教的権能をも保持していたということである。例えば、ローマの公的宗教のなかで特に重要な地位を占めた烏占い (*auspicium*) は、上級公職者のみがこれをおこなうことができた^⑯。また、宗教的儀式をおこなう公職者をサポートする神官団も、いくつか存在した。それらは、

閉鎖的なカースト的集団ではなかったが、神官職に就けるのはノビレス貴族を中心とする政治指導者層に限られていた。¹⁶ローマの公的宗教の担い手は、政治を指導する市民層と表裏一体であったのである。¹⁶先に引用したポリュビオスの記述は、宗教生活における彼らの優越を示唆する貴重な発言である。¹⁷

しかし、このポリュビオスの発言でもっとも注目すべきは、政治指導者層以外の人々が、きわめて不安定で、合理的な考えを持たない人間として描写されている点である。ポリュビオスにとってのローマ宗教の特長は、これらの人々を管理する機能にこそ存在したのである。政治指導者層がその他の市民を掌中におさめ、安定的に国政を主導するという構図は、先に述べたようなポリュビオスの貴族主義と関係があるのだろう。すなわち、政治指導者層がその他の市民を管理し、市民も彼らの指導に服している限りにおいて、ローマの混合政体は有効に機能し、称賛に値する政体となるのである。

以上、本章はポリュビオスのローマ理解をより深く捉えるために、彼の思想背景を問題にしてきた。前章で結論づけたように、混合政体の民主政的要素の実態は、騎士身分を含む上層市民であったが、これはポリュビオスの貴族主義的傾向を考慮した場合、より自然に理解できよう。国政における重要な役割は、一般の市民によって担われるべきではなかったのである。また、混合政体において、一般市民は政治指導者層に管理されなければならない存在でもあった。前章と本章の考察から得られたこの結論は、混合政体論を根拠としながらローマ市民の政治参加を強調する、ミラーやリントットの結論とは大きく異なる。彼らがポリュビオスの記述から読みとろうとするのは、あくまで騎士身分より下位に位置する一般市民であり、そうした人々が政治指導者層に対抗するかたちで政治参加を果たしていたと考えるからである。しかし、ポリュビオスがそのような一般市民の権力を認めて混合政体論を著したと考えることは、もはや不可能である。ポリュビオスの混合政体論にみえる共和政は、あくまで貴族主導のものであり、その民主政的要素にしても、内実は上層のローマ市民であったのである。¹⁸

① E. Howald, *Vom Geist antiker Geschichtsschreibung*, München und Berlin, 1944, S. 87f.; 藤縄謙三『歴史学の起源 ギリシア人と歴史』

力富書房 一九八三年、八五—八八頁。

- ② Polyb., II, 42, 3; 44, 6; IV, 1, 5; 31, 4; XXIII, 8, 6; XXIII, 12, 8.
- ③ アカイア同盟の政治指導者層について、ネールが詳細な研究をおこなっている。J. O'Neil, *The Political Elites of the Achaean and Aitolian Leagues*, *Ancient Society* 15-17, 1984-1986, pp. 33-61. 彼によれば、アカイア同盟では主要な公職者が大きな影響力を持ち、その公職にしてもメガロポリス、アカイア、シュキオンの有力家系によって独占されていた。
- ④ 長谷川岳男「アカイア連邦の政治組織——*synodos* と *synakros*——」『西洋古典学研究』四二、一九九四年、八一—八二頁；F. W. Walbank, *A Historical Commentary on Polybius* III, Oxford, 1979, p. 407f.; J. O'Neil, *Who Attended Achaean Assemblies?*, *MH* 37, 1980, pp. 41-49. 彼らが根拠とする史料は、Polyb., IV, 7, 5; 72, 5-7; X, 22, 8-9; Liv., XXXVIII, 33, 11; *Plut.*, *Phil.*, 21, 1^{bc} である。
- ⑤ Polyb., XXXVIII, 12, 4-5.
- ⑥ アカイア同盟には、*synakros* と呼ばれる定例議会と *synthekros* と呼ばれる臨時議会が存在したが、*synthekros* が招集されるのか評議院（*tribe*）が招集されるのかは、決まっていなかった。その場の判断で、民会か評議会のいずれかが催されたのである。cf. 長谷川岳男、前掲論文、八六—八七頁。
- ⑦ J. O'Neil, *The Political Elites of the Achaean and Aitolian Leagues*, *Ancient Society* 15-17, 1984-1986, p. 42f.
- ⑧ Polyb., XXXVIII, 11, 10-11. cf. K. W. Welwei, *Demokratie und Masse bei Polybios*, *Historia* 15, 1966, S. 282-301.
- ⑨ Polyb., XXXVIII, 3, 13; 11-14.
- ⑩ エヘリウス家との密接な結びつきは有益である。cf. F. W. Walbank, *Polybius*, Berkeley, Los Angeles and London, 1972, p. 8.
- ⑪ Polyb., VI, 53, 1-54, 2.
- ⑫ Polyb., VI, 20, 9.
- ⑬ J. R. F. Martinez Lacy, *Egy zai nquiqua*. Polybius and his Concept of Culture, *Klio* 73, 1991, pp. 83-92.
- ⑭ E. ブイヤー、鈴木一州訳「ローマ人の国家と国家思想」岩波書店一九七八年、一〇〇—一〇二頁；A. Lintott, *The Constitution of the Roman Republic*, Oxford, 1999, p. 182f.
- ⑮ A. Lintott, *op. cit.*, p. 183.
- ⑯ A. Lintott, *op. cit.*, p. 189f.
- ⑰ ただし、ポリビウスの発言からうかがえるクレティムスの合理主義には、一定の留保が必要である。この部分から、ローマの政治指導者層の懐疑主義を主張したり、彼らが宗教を支配のためだけに利用したことを示している。cf. F. W. Walbank, *A Historical Commentary on Polybius* I, Oxford, 1970, p. 741f.; J. A. North, *Roman Religion, Oxford*, 2000, p. 30; J. E. Vaantera, *Roman Religion and the Polybian politeia*, in: Ch. Bruun (ed.), *The Roman Middle Republic Politics, Religion, and Historiography c. 400-133 B. C.*, Rome, 2000, pp. 251-264.
- ⑱ 「*synthekros*」先行研究中、混合政体論を貴族政論に解釈しようとしたニコンの見解の相違を示してあげ、ニコンは、ポリビウスが三要素のうち貴族政的要素を最重要視していたと考えるのであるが、本稿では、ポリビウスは民主政的要素を視野にいれつつも、その内実が上層市民であったとするのである。

第四章 混合政体の没落

本稿は、『歴史』第六卷混合政体論の民主政的要素を理解するために、ここまで議論を進めてきた。そして、ポリュビオスの混合政体論を、一般市民の政治的重要性の証左として捉えられないことは、前章までの考察で示した通りである。では、ポリュビオスは、ローマを完全に上層市民によって運営される政体と認識していたのであろうか。この問いには、慎重でなければならない。『歴史』全四〇巻を体系的に考えた場合、混合政体の性格に合致しない、ローマ政治の描写をみいだすことができるからである。そこで、本章ではこれらの記述を精査することを通じて、ポリュビオスのローマ理解をさらに深く検討していきたい。ポリュビオスは第六卷以外でも、たびたびローマ政治に言及するが、まずは、第三五巻に記されている事例から考察を進めていこう。

前一五一年、ヒスパニアでの戦争のための徴兵がおこなわれたのであるが、この徴兵はスムーズには進まなかった。というのも、前年にヒスパニアで従軍していた兵士たちがそこでの戦争の過酷さをローマに伝えたために、軍隊の重要な役職に就くべき市民が徴兵に出頭しなかったためである。しかし、徴兵の遂行をもっとも困難にしたのは、従軍義務のある若者が、年配者が驚くほどの恐怖に襲われ、「口に出すのも不名誉で、調べてみるのも見苦しく、無視するのも不可能ないいわけをして」徴兵を逃れようとしたことである。しかし、この徴兵は結局完遂される。スキピオ・アエミリアヌスが自発的に従軍志願し、市民の軍務への熱意をおおった結果、多くの市民が徴兵に出頭したからである。^①

このような一般のローマ市民のあり方は、混合政体論で表されている市民像とは大きく異なるものである。彼らは、政治指導者層に従順ではなく、徴兵をおこなおうとする執政官の意図に反して行動するのである。そして、最終的に徴兵は実行されるが、そこに至るまでに、スキピオによる徴兵志願という政治指導者層からのアプローチが必要になっているのである。

次に、ポリュビオスが第三一巻に記しているローマ市民をみてみよう。だいたい、前一六一年ころの様子である。ここでは、スキピオ・アエミリアヌスの美徳が、他の若年のローマ市民の行動と対比して述べられている。スキピオが狩猟に熱中し尚武の精神を保持している一方で、彼らはフォルムにおいて顔を売ったり、法廷弁論で他人を弾劾することによって、自らの名声を高めようとしていると記されているのである。このようなローマ市民像も、やはり混合政体の趣旨にはあてはまらない。彼らはスキピオとの対比で述べられており、また法廷で弁論をおこなっているため、政治指導者層に属する若者たちであることがわかるが、彼らが個人的に活動し、他市民から名声を獲得しなければならない状況は、混合政体ではみられない構図である。混合政体においては、彼らが支配する元老院の優位は安泰であり、政治指導者層の個々人が積極的に自らをアピールすることは想定されていないからである。

では、ポリュビオス自身は、これらの事例のように混合政体とは異なる様相を示すローマの政治状況を、どのように認識していたのであろうか。この問いにひとつの手がかりを与えてくれるのが、上記二事例はいずれも『歴史』第三〇巻から第三九巻のうちに含まれているという事実である。この一〇巻分は、前一六八年から前一四五年までの歴史を扱うものであるが、これはポリュビオスの最初の計画にはないものであった。従って、この一〇巻分は後から追加されたものということになる。^④

先に述べたように、『歴史』のそもそもの執筆目的は、「どのようにして、そして、いかなる国政のもとで、ローマは全世界を自らの支配下におさめることに成功したのか」というものであったが、ポリュビオスは、第二次ポエニ戦争から前一六八年のピュドナの戦いまでにローマがこの事業を完成したと考えていたため、前一六八年以降を扱う「拡大一〇巻」を書くためには新たな執筆目的が必要であった。この執筆目的は、『歴史』第三巻第四章から第五章にかけて、かなり明確に披露されているが、そこでは、ローマ人のピュドナの戦い以降の政治と彼らの「世界」支配のやり方に注目することで、同時代のみならず、未来の人々もローマ支配の是非を判断できると、ポリュビオスは宣言している。^⑤

この執筆目的から明らかになることは、ポリュビオスのローマにたいする批判的態度であろう。実際、「拡大一〇巻」の内容からは、第一にローマの対外政策にたいする批判をみいだすことができる。例えば、第三〇巻の冒頭には、ローマに使節としてやってきたベルガモンの王弟アッタロスに、兄王にたいする反乱へとそそのかすローマ人が描写されている。しかしながら、ローマの内政にたいしてもポリュビオスの批判の眼がむけられた可能性を忘れてはならない。事実、「拡大一〇巻」の執筆目的を述べる文章に、それを示唆する言葉がみえるのである。そこで、ポリュビオスは以下のように述べる。

それゆえ、全世界が征服され、ローマ人の権力のもとに入った後に、「征服したローマと征服された諸国家の」それぞれの状態が
 いかなるものであったかを、「征服の」後、新たに生じた混乱と騒動まで含めて知ることが、この仕事で果たされる目的である。
 (Polyb., III, 4, 12)

ここで、「拡大一〇巻」の扱う時代が、「混乱(タラクケ、*ταραχῆ*)」と「騒動(キネシス、*κίνησις*)」の時代と規定されていることに注目したい。このうち「騒動」のほうは、引用文の直後にいくつかの戦争と結びつけて用いられているため、軍事的、外交的性格の「騒動」であることがわかるが、「混乱」のほうは、該当箇所からだけではその性格は判然としない。そこで、『歴史』全体における用語法から推論する必要があるが、ポリュビオス語彙辞典の整理により、約六割が「政治的混乱」、また特に「国内政治の混乱」の意味に用いられていることが判明する。従って、「拡大一〇巻」の主題のひとつとして、ローマの国内政治の「混乱」が取り上げられている可能性がここに生じるのである。

ポリュビオスが先の二事例をいかに把握していたかは、前一六八年以降を扱う「拡大一〇巻」についての以上の検討から、おおよそ明らかになる。すなわち、ポリュビオスはこれらの事例のようなローマの政治状況を、混合政体の混乱とい

う点から批判的に認識していたと考えられるのである。そして、この観点を前提として今一度『歴史』全体をみわたすと、前一六八年以降のローマの政治像を明確に理解できる箇所が存在することがわかる。それが、第六卷第五七章の次の記述である。

なぜなら、数多くの大きな危機を克服した国家が、その後比類なき繁栄と支配へと至った時、持続的に富が流入することで、生活がより豊沢になり、人々が度を過ぎるほどに公職やその他の功名を争うことになるのは明らかだからである。この状態がさらに進行すると、「公職にたいする」欲求と「それを得られないことから生じる」無名であることの不名誉によって、そしてこれにくわえて生活面での虚栄と華美によって、より悪い方向への変化が始まるであろう。そして、デモスは、ある者の貪欲ゆえに侵害されていると思ひ、ある者の権力欲ゆえにおだてられてうぬぼれさせられた時には、この変化の「榮譽」を自らに要求するであろう。なぜなら、その時には、デモスは興奮して怒りですべてを決定し、政治指導者に従おうとはせず、彼らと同等であることを望まずに、自分が「国政において」非常に大きな部分を保持したいと望むだろうからである。(Polyb., VI, 57, 5-8)

ここでその没落が予言されている国家は、混合政体のもとで繁栄へと至ったローマであると考えられる。引用文の直前の部分(第五二一五六章)は、ローマの諸慣習が記されており、その意味で構造上の関連が強い。そして何よりも、先に扱った二事例に引用文の内容はよく合致しているのである。まず、政治指導者層の若者がフォルムや法廷で自らの名声をあげようと努力する姿は、「人々が度を過ぎるほどに、公職やその他の功名を争う」という箇所と一致している。そして、前一一一年の徴兵問題は、徴兵をおこなう政治指導者に従おうとはしないローマ市民のあり方をよく示している。つまり、ここでポリュビオスが要約する国家の没落の様子は、「拡大一〇巻」が扱う前一六八年以降のローマを表しているのである。^⑩

本章は『歴史』における混合政体論以外のローマ国政に関する記述に注目し、それが前一六八年以降のローマの政治状況を表していることを指摘してきた。では、このような政治像と、前章までで検討した混合政体論におけるローマ国政との決定的な相違は何であろうか。本章を閉じる前に、この点を明確にしておきたい。

この問題を考えるにあたって重要なのは、先の引用文における「デモスは、……（略）……この変化の「荣誉」を自らに要求するであろう」という部分である。ここでの「荣誉」は比喩表現であり、簡単にいえばデモスが国政変化の原因であるということである。^①

混合政体論の中核部分でのデモスの語義は、本稿第二章で示したように、形態においては民会であり、実態においては騎士身分を含む上層市民であった。しかし、「拡大一〇巻」の政治的混乱の具体的事例が第五章で要約されていることを前提にするならば、ここでのデモスを単純に民会や騎士身分を含む上層市民とすることは適切ではないだろう。政治指導者層が名声を得ようとする行為は、民会の本来の機能とはかけ離れたものであるし、徴兵を忌避した市民は、それが歩兵になるべき市民であることがほぼ確実であり、徴兵人員も多数であったことから、もはや騎士身分を含む上層市民に限定されないことは明らかだからである。すなわち、ポリュビオスは、混合政体の没落を描くに至ってはじめて、富裕者層以外的一般ローマ市民をデモスとして視野にいれ、そのうえで、彼らを国政変化の決定的な原因としていっているのである。

このように、一般市民の存在如何が混合政体の時代と前一六八年以降との明確な相違なのであるが、ポリュビオスが描くこの構図は、さらに一般市民の政治的重要性という観点から捉え直すことが可能であるように思われる。前章までで検討してきたように、混合政体論においては、一般のローマ市民は積極的な政治的役割を認められていなかった。しかし、前一六八年以降のローマ国政では、国政変化の原因になるほど、彼らの政治的意義が顕著になっていたのである。すなわち、ポリュビオスに従えば、共和政中期のローマ国政は、一般市民の政治的重要性の増大という観点から、二期にわけて把握することができるのである。^②

Commentary on Polybius I, Oxford, 1970, p. 29)。また彼は、ローマ人との個人的な付き合いのなかで、ローマの歴史を学ぶ機会が多くあったと思われる。具体的には、アエミリウス家の人々やガイウス・ラエリウスなどである。また、ポリュビオスはローマの公文書にも近づき得たと考えられる。特に、毎年のある出来事を記したアンナレ・マクシム（大神官の年代記）を使用していたかもしれない。ここにあげた資料の性格、偏向を明らかにすることは、今日となつては非常に困難であるが、ポリュビオスが比較的多様な資料を用いることがで

第五章 混乱の時代のローマ国政

本稿は、『歴史』第六巻の混合政体論を再検討することから議論を進め、ポリュビオスの描く混合政体の没落までを具体的に分析してきた。そして、前章までの考察で、ポリュビオスが前一六八八をひとつの画期として、一般市民の政治的重要性の増大を描写していることが明らかになつたと思う。では、このようなポリュビオスの構図は、『歴史』研究を離れて、共和政中期の国政史に果たしていかなる意味を持つのであろうか。前章までの議論を補充し、さらに『歴史』研究と共和政研究の橋渡しをおこなうために、本章では、この問題を考えたい。考察の手順として、まず、ポリュビオスが「拡大一〇巻」で記しているものと同様の傾向を示す事例を検討することからはじめるのが適当であろう。

前章でみたように、前一五一年には市民が徴兵に出頭せず、混乱が生じていたが、同様の事件は前一六九年にも発生している。この徴兵は、第三次マケドニア戦争のためのものであったが、この時にも市民が徴兵に出頭せず、徴兵担当であった執政官が、元老院においてその不手際を責められているのである。そして最終的に、この徴兵は、執政官が徴兵担当からおろされ、監察官が市民に呼びかけをおこなうことで、何とか完遂されることになる。^①

この事例で問題になつてゐる市民は、徴兵が歩兵の徴兵であることが確実であるため、一般のローマ市民であることが

きる環境にいたことは確認できよう。ポリュビオスは、このような資料状況のなかで、前一六七年以前でも、ローマの国内政治をある程度客観的に書き得たのではないだろうか。cf. P. Pédech, *La méthode historique de Polybe*, Paris, 1964, pp. 317-330; F. W. Walbank, *op. cit.*, pp. 26-35. ローマ人の歴史記述については、毛利晶「伝説とローマの歴史記述」弓削達・伊藤貞夫編『ギリシアとローマ 古典古代の比較史的考察』河出書房新社、一九八八年、三三七―三五八頁が有益である。

わかる。^② しかれば、この事例と前一五一年の事例との共通点は明らかであろう。一般市民は、徴兵をおこなう公職者に最初は従わず、むしろ政治指導者層の側が何らかのアプローチをすることで徴兵が可能になったのである。ポリュビオスが記す前一五一年の徴兵に関しては別伝があり、ここでは、徴兵された軍の出兵先が、兵士の要望によりくじで決定されることになったと記されている。^③ この場合、政治指導者層の譲歩がより明確であろう。

以上は、徴兵の現場における一般市民の行動であるが、一般市民が兵士として政治に関わる局面は、徴兵以外にも存在した。次に、その一例として、凱旋式認可のための民会における騒動を検討したい。前一六七年の事例である。^④

前一六七年、第三次マケドニア戦争を終結させたアエミリウス・パウルスはローマに帰還するが、元老院はその華々しい戦勝のため、彼に凱旋式の挙行を承認した。凱旋式の挙行には民会の認可が必要であったが、民会に先立って集会（コンティオ）が催され、パウルスをよく思っていなかった将校セルウィウス・スルピキウス・ガルバが、民会に参加しようとしていたマケドニア帰りの兵士を反パウルスに煽動するにおよんで、事態は紛糾した。パウルスの厳しい規律にたいし、一般の兵士も不満を持っていたため、ガルバの煽動が効果的だったのである。この後におこなわれた民会には、兵士のみならず、ローマ市の住民も参加したようである。^⑤ そして、この民会において、最初のトリプスがパウルスの凱旋式にたいし、反対票を投じるに至ったのである。

ただし、この民会は、元老院の有力者マルクス・セルウィリウス・プレクス・ゲミヌスが、民会の参加者に演説をおこなって説得することで、最終的に凱旋式を認可することになる。しかし、この事例は、一般市民の政治的重要性という観点からみて、重要である。兵士とローマ市の住民は、ガルバの煽動に刺激されてではあれ、政治指導者層の意図に反して行動し、政治指導者層もゲミヌスの演説によって彼らの反対を收拾せざるを得なかったからである。

次により一般的な政治の場での事例を検討する。ここでは、前一四八年の公職者選挙を取り上げたい。この事例においても、一般市民の政治的重要性が看取できるのである。

この年、スキピオ・アエミリアヌスが按察官選挙に立候補していたのだが、ローマは当時第三次ポエニ戦争に予想外の苦戦しており、すでに武勲で有名であったスキピオは、軍を指揮する執政官に熱望された。しかし、彼の執政官選出は順調にはおこなわれなかった。なぜなら、スキピオは執政官就任のために年齢法が定めているより少なくとも五歳は年少であったし、^⑦ 執政官になるまでに就任すべき法務官や按察官にもなっておらず、彼の執政官選出には、選挙民会を開催していた現職執政官や元老院議員の根強い反対があつたためである。しかし、最終的に市民の意を汲んだ護民官が拒否権発動をちらつかせ、元老院から年齢法一時停止の譲歩を引き出し、スキピオは執政官に選出されたのである。

ここで注目したいのは、護民官が選挙に介入する前の段階である。リウウィウスの『概要』作成者は、元老院議員とスキピオを支持する一般市民（*petes*）とのあいだに、激しい闘争があつたことを伝えている。^⑧ また、アッピアヌスは、次のように記している。

「スキピオの選挙は」違法であり、執政官が一般市民に「年齢」法を示すと、彼らはしつこくせがみ、騒いで、トゥリウスとロムルス^⑨の法以来、市民が公職選挙の権利を持っており、それに関する法のうち望むものを、無効にも、有効にもするのだと叫び声をあげた。（App., *Pun.*, 112）

トゥリウス云々の箇所はともかく、ここで重要なのは、一般市民が騒いで叫び声をあげて不満を示しているということである。このような一般市民の行動が護民官を動かし、最終的に、年齢法の停止という政治指導者層の譲歩を実現しているのである。

ここまで、前一六九年と前一五一年の徴兵、前一六七年の凱旋式に関する民会、そして、前一四八年の公職者選挙を検討してきたが、縷々指摘したように、これらの事例では、一般のローマ市民は政治指導者層に従わず、その結果彼らの政

治的意義が高まっていることが明らかであろう。一般市民は、もはや政治指導者層に完全に服従する存在ではないのである。そして、これらの事例の年代と内容を考慮した場合、ポリュビオスの描く構図が共和政の実態と近い関係にあるということができよう。つまり、ポリュビオスが述べるように、前一六〇年代以降のローマ国政には、一般市民の政治的重要性の増大がみてとれるのである。

ただし、ポリュビオスの論理も完全ではない。数少ない反証として、前二〇〇年の民会の例をあげておこう。この年、第二次マケドニア戦争の開戦に際して、護民官クイントゥス・バエビウスの主導のもと、開戦のための民会議決が一度否決されているのである。この民会には、おそらく一般市民の参加が認められるが、このように前一六〇年代以前でも、一般市民が政治指導者層の意図に反して行動する事例がみられるのである。しかし、共和政中期を体系的に捉えるならば、ポリュビオスの描く構図はやはり重要である。前一六〇年代より、一般市民の政治的重要性を看取できる事例が、いくつか明確に指摘できるようになるのである。

そして、ポリュビオスの構図を参照してローマ国政を考察する時、明らかになるのは共和政中期の時代区分だけではない。彼の論理を軸として諸事例を再検討することによって、一般市民の政治的意義についての重要な示唆が得られるのである。

前章までで述べたように、ポリュビオスは混合政体において一般市民を視野にいれてはならず、混合政体の没落を叙述するにあたって、はじめて一般市民を政治的に重要な存在とみなしていた。このことは、ポリュビオスが一般市民の政治的重要性を、民会の制度的権利と直接関係づけて理解していたのではないことを示している。「拡大一〇巻」の分析からも明らかのように、一般市民の政治的重要性は、民会の機能と直接結びつかないのである。つまり、彼が着目した一般市民の政治的意義とは、『歴史』第六卷第五七章にまとめられているように、一般市民が政治指導者層に従わないことから生じる直接的な政治的圧力であったのである。

本章で取り上げた事例のなかでは、特に前一六九年と前一五一年の徴兵が、制度的権利とはことなる一般市民の政治的意義をよく示している。彼らは、徴兵を忌避することによって、徴兵担当公職者に政治的圧力をくわえているのである。

そして、この政治的圧力を可能にした背景としては、ローマ軍の無産市民化が関係していると考えられる。ローマ軍の無産市民化とは、前三世紀末から前二世紀にかけて、軍の主力である歩兵が、次第に財産をあまり持たない下層の市民によって担われるようになっていった現象であり、前一世紀末のマリウスの有名な軍制改革も、この無産市民化の延長として捉えられる。軍の無産市民化に関しては、従来、將軍と兵士の保護・被保護のクリエンテラ関係を強化した面が特に強調されてきた^⑩。しかし、筆者が別の論文で主張したように、一般市民がローマ支配の要諦である軍隊の主力を担うことによって、前二世紀に彼らの軍事的重要性が認知された可能性も忘れてはならない^⑪。先の二事例において、一般市民が徴兵を忌避することで政治指導者層に圧力をかけることができた背景には、ローマ軍の無産市民化によって高まった、一般市民の軍事的重要性があるのである。

一般市民の政治的意義が、制度的権利とは直接関係のない政治的圧力にあつたということは、前一六七年と前一四八年の民会の事例でも同様である。これらは、最終的に民会での投票に帰着しているのだが、その前段階として、集会における一般市民の意思形成（前一六七年）や、叫び声や騒動による意思表示（前一四八年）が政治指導者層にたいする政治的圧力として機能しており、この点こそ彼らの政治的意義の内実として理解すべきなのである。そして、民会参加者が実現した政治的圧力の社会的背景としては、前二世紀におけるローマ市人口の増大が指摘できるように思う。次に、この問題を考えたい。

監察官が五年おきにおこなつた戸口調査の記録に従えば、第二次ポエニ戦争期の前二〇四年の人口は二二四、〇〇〇人^⑫であり、その後次第に増加し、前一六四年にはいったんピークをむかえ、三三七、〇二二人を記録する。その後、前二世紀後半はほぼ横ばい状態である^⑬。この戸口調査の数値は、ローマ市民権を有する成人男性を指しているので、このままで

はローマ市の市民権保持者の人口を引き出すことはできないが、第二次ポエニ戦争以降のローマ市の経済発展を考慮するならば、ローマ市人口もある程度戸口調査表の示す数値と連動して増加していったと考えてよいだろう。共和政ローマの人口についての大著を著したプラントは、前三世紀はじめころのローマ市人口を一八〇、〇〇〇人（市民権保持者以外も含む）と想定し、グラックスの時代までにはこの数値の約二倍の人々がローマ市に居住していたと推測している。このローマ市人口の増加には、第二次ポエニ戦争以降約三〇年間に盛んにおこなわれていた割当地分与や植民市建設が、前一七〇年代を境に、グラックス時代までほとんどおこなわれなかったことも、おそらく関係しているだろう。^⑥

先にあげた前一六七年と前一四八年の民会に、どれだけの数のローマ市民が参加していたのかを、確実に知る術はない。しかし、これらの事例における一般市民の政治的圧力を可能にしたのは、前二世紀、特に後半期のローマ市人口の増加であったのではないだろうか。とりわけ、前一四八年の民会がおこなわれたマルスの原は、約二キロメートル四方の広大な土地であり、そこには数万人規模の市民が集まることができたと考えられている。^⑦もし、そこに一般市民が多数集い、彼らが自らの要望を集団的に表明した場合、それは政治指導者層にたいする強烈な政治的圧力となったであろう。

以上のように、本章で扱った四事例においては、ローマ軍の無産市民化やローマ市人口の増加を背景として、一般市民の政治的圧力が認められるのであるが、最後に注目すべきことは、少なくとも共和政中期では、このような一般市民の政治的圧力が、政治指導者層との対応関係のなかで平和裡に解消されているという事実である。例えば、先の徴兵忌避の事例では、政治指導者層は徴兵担当公職者の変更（前一六九年）やくじの導入（前一五一年）で一般市民に譲歩をおこなないながらも、彼らにたいし徴兵出頭の呼びかけをすることによって、最終的に目的を完遂しているのである。また、演説によって一般市民の改心に成功したという点では、前一六七年の事例も同様である。つまり、これらの事例では、一般市民と政治指導者層とのあいだに、実質的な政治的コミュニケーションが成立しており、それによって、事態の穏便な解決が可能となっていると考えることができるのである。

- ① Liv., XLIII, 14, 2-6.
- ② 徴兵問題が広範であることから、軍の主力である歩兵の徴兵をうかがわせるし、史料中の *misses* も徴兵が歩兵の徴兵であったことを示唆している。
- ③ App. *Hisp.*, 49 がこれを伝える。
- ④ Liv., XLV, 35, 4-39, 20; *Plur.*, *Aem.*, 30-32.
- ⑤ ガルニは、都市のローマ市民 (*plebes urbana*) を兵士の意向に賛同するに期待しており (Liv., XLV, 35, 9) 同時に選挙所では選挙場であったカピトリウムが投票者一杯であった (Liv., XLV, 36, 6)。
- ⑥ App. *Pun.*, 112; Liv., *Per.*, I.
- ⑦ コルネリの年齢法とは、前一八〇年に定められた、ウィッリウス年齢法のこと。共和政末期からの推測であるが、執政官になるためには四三歳以上でなければならなかった。cf. G. Rotondi, *op. cit.*, p. 278f. スキピオは前一八五年ころの生まれと考えられるから、執政官になるには五歳程度年齢が足らなうことになる。cf. A. E. Astin, *Scipio Aemilianus*, Oxford, 1967, p. 611f.
- ⑧ Liv., *Per.*, I. 米田利浩「史料訳出・注解 リウイウス、ローマ史『概要』(1)」「史流」三六、一九九六年、六一頁には「この箇所が訳出されている」。
- ⑨ Liv., XXXI, 6, 1-8, 1. 開戦を決議するケントゥリア民会が一度はほとんどすべてのケントゥリアによって反対票が投じられた。護民官の煽動はもとより、ほとんどの投票者が第二次ポエニ戦争で疲弊し、新しく開戦することを望まなかったことが大きな原因である (Liv., XXXI, 6, 3)。最終的に執政官が集会から市民を説得する「パトリオ」民会が開戦が決議された (Liv., XXXI, 7, 1-8, 1)。
- ⑩ コルネリは「E・マイヤー、前掲書」二四八―二五〇頁のみをあげておく。
- ⑪ 拙稿「ローマ共和政中期における市民と軍務」『西洋古代史研究』二二、二〇〇二年、二二―三八頁。
- ⑫ Liv., XXXIX, 37.
- ⑬ Liv., *Per.*, XLVI, *Plur.*, *Aem.*, 38 行、三三三―三三七、四五―五一人を伝える。
- ⑭ P. A. Brunt, *Italian Manpower 295 B.C. - A. D. 14*, rev. ed., Oxford, 1987, p. 13f.
- ⑮ P. A. Brunt, *op. cit.*, p. 68f., p. 383f.
- ⑯ 第二次ポエニ戦争後、兵士の土地が分配された (Liv., XXXI, 4, 1-3; Liv., XXXI, 49, 5; Liv., XXXII, 1, 6)。土地を与えられた兵士の数は、全部で三十一四万人にはなったと考えられている。cf. E. Gabba, *Rome and Italy in the Second Century B. C.*, in: A. E. Astin and F. W. Walbank et al. (eds.), *CAH* 8, Cambridge, 1989, p. 202. また、前二〇〇年から前一七〇年まで、植民市が活発に建設された。ローマ植民市が一八市、ラテン植民市が五市建設されたのである。cf. 岩井経男「ローマ時代イタリヤ都市の研究」『ネルウマ書房』二二〇〇年、一三七―一三九頁; J. Paterson, *Military Organization and Social Change in the Later Roman Republic*, in: J. Rich and G. Shipley (eds.), *War and Society in the Roman World*, London and New York, 1993, pp. 92-112.
- ⑰ 執政官を選ぶケントゥリア民会は「ローマ市の境界(ホメリウム)の外、ティベル河畔のマルスの原でおこなわれた」。
- ⑱ 鷲田睦朗「ローマ共和政「最後の時期」における高位公職選挙——ケントゥリア民会の制度とその運用状況から——」『西洋史学』一九九、二〇〇〇年、四四―四五頁。

本稿は、ポリュビオスの著書『歴史』を主として分析し、そこに記されたローマ国政の検討を通じて、共和政中期の国政を構造的かつ歴史的に把握することを目的として、ここまで考察を進めてきた。最後に本論の議論をまとめ、あわせて展望を述べておきたい。

まず、本稿は『歴史』第六卷混合政体論を分析することから出発し、その民主政的要素の内実が、形態のうえでは民会であり、実態のうえでは騎士身分を含めた上層のローマ市民であることを主張した。混合政体論においては、一般市民は意義のある役割は与えられていなかったたのである(第二章)。そして、このような混合政体論解釈は、ポリュビオスの貴族主義を考慮するならば、自然に理解することができるであろう(第三章)。

次に筆者は、前一六八年以降を扱う「拡大一〇巻」を検討し、そこでポリュビオスがローマの混合政体の没落を示唆していること、そして、その政体変化の原因として一般市民に注目していることを指摘した。一般市民の政治的重要性という観点にたつならば、混合政体論ではなく、むしろその没落の様相に注意すべきなのである(第四章)。

本稿第五章では、いくつかの事例と具体的に照らし合わせながら、以上のポリュビオスの描く構図が基本的に妥当なものであることを確認し、さらに、前一六〇年代以降のローマ国政に関して、二点重要な指摘をおこなった。第一点は、一般市民の政治的意義が、根源的には、静態的な制度的権利ではなく、動態的な政治的圧力にあるということ。第二点は、政治指導者層が一般市民の圧力にたいし、呼びかけや説得などの政治的コミュニケーションを図ることによって、国政上の懸案を平和裡に解決しているということである。

このような本稿の結論が、冒頭で述べた、共和政に民主政的要素をみるミラー以降の学説の流れにあることは、いうを待たない。しかし、ポリュビオスの混合政体論の解釈において、本稿の立場がミラーらの見解と大きくことなることから

も明らかなように、本稿の結論は、民会の制度的権利を一般市民の政治的意義の本質とみなす、彼らの静態的なローマ国政の捉え方を追認するものではない。本稿は、『歴史』分析で得られた成果に基づいて、共和政における一般市民の政治的重要性を、その動態的な面で捉え、さらに、彼らの政治的重要性の増大を、共和政中期の歴史の推移のなかに位置づけようとするのである。

最後に、前一六〇年代以降のローマ国政に関する第二点目の指摘を敷衍することで、展望をまとめた。そこでは、一般市民の政治的圧力にたいする政治指導者層の対応に注目したのであるが、この対応はあくまで受動的な行動であるといえる。一般市民の反発があつて、はじめてとられる行動だからである。ここで、一般市民の政治的意義にたいする、政治指導者層の能動的な対応を考えることによつて、興味深い示唆を得られるように思われる。能動的な対応とは、一般市民の政治的意義を自らの権力としてとり込もうとする、政治指導者層の行動である。

前一四八年のスキピオの選挙が示すように、一般市民の政治的圧力が存在する時には、例外的な権力を帯びる政治家を生み出す可能性が存在した。スキピオは武勲によつて広範な支持を集めたのであるが、他の政治指導者も、自らの徳を一般市民にたいし積極的にアピールし、彼らの支持を得て公職者選挙を勝ち抜く必要があつたと想像される。この点については、ポリュビオスが『歴史』第三一巻において述べていた、法廷やフォルムで知名度を高めようとする政治指導者の姿が印象的である。また、共和政後期にはラテン語修辭学・弁論術が隆盛をむかえ、雄弁に語ることが政治家の徳とされ、市民へのアピールがより盛んにおこなわれることになる。従つて、一般市民にたいする政治指導者層の能動的な対応という視座は、共和政中期から後期にかけての展望をひらくものであり、一般市民の政治的重要性の増大を説く本稿にとつても重要であるといえる。しかし、この問題の詳論は、他日を期すこととしたい。

〔本稿は平成十五年度文部科学省（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。〕

Polybius and the Roman Republic : The *Histories*
and the Politics of Mid-Republican Rome

by

FUJII Takashi

From the end of the Second Punic War to the Gracchi, the influence of the Roman Republic extended over an increasingly wide range of the Mediterranean Sea area. However, when we study the internal politics and society of the Republic, we find that the traditional interpretation that the *Nobiles*, by making use of the patron-client relationship between themselves and the ordinary citizens and then monopolizing the posts of the magistrates, had ruled the politics of the Republic exclusively is rendered suspect. This is a result of the fact that a new interpretation, originally proposed by F. Millar, has become influential. This view posits that the ordinary citizens of Rome played an important role in the system of the Republic, participating in the voting for the selection of magistrates and legislation. In order to consider this problem of the nature of politics in the Republic, especially in Mid-Republican Rome, the author has analyzed one fundamental primary source, Polybius' *Histories*.

Polybius, who was born at Megalopolis in the Peloponnesus and lived throughout almost the entire second century B.C., wrote the *Histories* in forty volumes. His main theme was an examination of the causes of the rise of Rome, the most important factors for which were the constitution and politics of the Roman Republic. His description of these factors is found primarily in the sixth book as the theory of the mixed constitution. Some of the scholars who insist on the political significance of the ordinary citizens recognize and even praise Polybius because his view of the mixed constitution of the Republic seems to describe the citizens' political rights accurately. However, when we look at the section of the *Histories* on the mixed constitution, where the relationship between the aristocratic elements and the democratic elements are described, we find that the higher-ranking citizens, including the *Equites*, are described as the chief actors of the democratic elements. The author concludes that Polybius considered the higher-ranking citizens as the holders of democratic power in his mixed constitution of the Republic.

As regards the political significance of the ordinary citizens, it is necessary to examine Polybius' description of the decline of the Roman Republic. There he refers to the political pressure of the ordinary citizens on the *Nobiles*. It appears that he thought that the decline of the Republic began from 160's B.C., and he notes specific incidents that demonstrate the political pressure of the ordinary citizens in the volumes dedicated to the years 168 B.C. to 145 B.C. It is important to recognize that Polybius perceived the emergence of the significance of citizens' political power after the 160's B.C. not in terms of constitutional rights but as practical pressure on the *Nobiles*. Finally, the author has addressed important aspects of the politics of Mid-Republican Rome by comparing the descriptions of Polybius with records of the same incidents in other sources from the viewpoint of the political significance of the ordinary citizens.

The Formation of the System of Suburban Sacrifice
in the Reign of Wu-di of the Western Han Dynasty :
An Analysis Focusing on the Ganquantaizhi 甘泉泰畤

by

MEGURO Kyoko

The purpose of this paper is an explication of the entirety of the system of Suburban Sacrifice 郊祀 in the Western Han Dynasty and its political and ideological significance. The system involved periodic observances at three shrines, Ganquantaizhi 甘泉泰畤, Hetong houtu 河東后土 and Yongwuzhi 雍五畤, conducted by the emperors themselves. The three sites were founded during a period extending from that of the founder, Gao-zu 高祖 through the middle of that of the sixth emperor, Wu-di 武帝, and each was based on a different understanding of religious practice and worldviews.

Yongwuzhi, the oldest of the three, was based on the theory of the five elements 五行說 that identified the Five Presiding Spirits 五帝 with God on High 上帝. The fourth emperor, Wen-di 文帝, performed the Suburban Sacrifice here for the first time. On the other hand, he also founded Weiyang wudimiao 渭陽五帝廟 in the suburbs of the capital Chang-an 長安 as a new venue for the Suburban Sacrifice. It too was based on the five elements theory. His aim was